

メルティゴルフクラブ 主催競技

ローカルルールと競技の条件

メルティゴルフクラブは、(公財)日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則(2023 年1月施行)と、このローカルルールと競技の条件を適用する。これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレーヤーへの注意事項を確認のこと。下記に参照するローカルルールの全文については 2023 年 1 月発行の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」、及び JGA ホームページ掲載の「2023 年ゴルフ規則の追加の詳説」を参照すること。別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰(ストロークプレーでは2罰打)。

ローカルルール(ハードカード)

1 アウトオブバウンズ (規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭または白線で定める(定義「アウトオブバウンズ」を参照。)

2 ペナルティエリアは赤か黄のいずれかで標示する。この色はプレーヤーの救済の選択肢に

影響する(規則17.1d参照)。

3 ペナルティエリア (規則 17)

(a) ペナルティエリアの緑が片側だけ定められている場合、そのペナルティエリアは無限に広がっているものとみなす。

(b) ペナルティエリアの緑の一部がアウトオブバウンズの境界縁で定められている場合、そのペナルティエリアの縁はアウトオブバウンズの境界縁と一致する。

(c) ペナルティエリアのためのドロップゾーン: ペナルティエリアにドロップゾーンが設置されている場合プレーヤーは規則 17 に基づいて処置をするか、あるいは1打の罰のもとにそのペナルティエリアの縁を最後に横切った地点に最も近いドロップゾーンに球をドロップすることができる。ドロップゾーンは救済エリアであり、ドロップされた球はその救済エリアに止まらなければならない。

4 異常なコース状態(動かさない障害物を含む) (規則 16)

(a) 修理地

(1) 修理地は白線で標示する(定義「修理地」参照)。

(2) 張芝の継ぎ目:ローカルルールひな型 F-7 を適用する。

(3) パッティンググリーンの前後のペイントマークと、ジェネラルエリアの芝草を短く刈ってある区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスウィング区域の障害となる場合(スタンスの障害は除く)、規則 16.1 に基づく救済を受けることができる。

(b) 動かさない障害物

(1) 場内整理用の縄張り施設は障害物とみなす。

(2) 排水溝は動かさない障害物とみなす。

(3) 動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の動かさない障害物とみなす。

(4) 動かさない障害物に白線で繋がれた区域はその障害物の一部

とみなす。

(5) 動かさない障害物によって囲まれた造園区域(花壇、低木の植え込みなど)はその障害物の一部とみなす。

(6) 電磁誘導カート用の 2 本のレールは、その 2 本のレールの全幅をもって1つのカート道路とみなす。

5 コースと不可分の部分

- (a) 巻物、ワイヤー、ケーブル等で樹木に密着している部分
- (b) ペナルティエリア内にある護岸用の構築物

6 恒久的な高架の送電線

ローカルルールひな型 E-11 を適用し、次のように修正する。:プレーヤーの球がインバウンズ の当たった送電線にあたったことが分かっているか、事実上確実な場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤー は規則 14.6 にしたがって直前のストロークを行った場所から罰なしに球をプレーしなければならない。

例外:高架線の鉄塔や支柱に球が当たった場合には適用しない。

- ・臨時の動力線とケーブル
- ・ローカルルールひな型 F-22 を適用する。
- ・臨時の動かさない障害物
- ・ローカルルールひな型 F-23 を適用する。

7 クラブと球

(a) 適合ドライバーヘッドリスト:ローカルルールひな型 G-1 を適用する。このローカルルールに違反したクラブ でストロークを行ったことに対する罰:失格

(b) 溝とパンチマークの規格:ローカルルールひな型 G-2 を適用する。このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格

(c) 公認球リスト:ローカルルールひな型 G-3 を適用する。

このローカルルールの違反の罰:失格

(d) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え:ローカルルールひな形 G-9 を適用する。

(e) 46 インチを超える長さのクラブの使用を禁止する:ローカルルールひな形 G-10 を適用する。

8 プレーペース(規則 5.6)

プレーヤーは競技ごとに制定される「2025 年メルティゴルフクラブ主催競技:プレーのペースの方針I、II」を確認しておくこと。

「プレーのペースの方針I、II」の違反の罰:

・バッドタイム 1 回目: 警告(次のバッドタイムからは罰が与えられることを告げられる)

- ・バッドタイム 2 回目: 1 打の罰
- ・バッドタイム 3 回目: さらに 2 打の罰
- ・バッドタイム 4 回目: 競技失格

9 プレーの中断(規則 5.7)

プレーの中断及び再開の通報は以下の通り。

プレーの即時中断：乗用カーナビもしくは1回短いエアホーンにて通知

プレーの再開：乗用カーナビもしくは1回の長いエアホーンにて通知

注：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

10 ホールとホールの間の練習(規則 5.5b)

ローカルルールひな型 I-2 を適用する。

競技の条件

1. スコアカードの提出

スコアカードの提出はスコアリングエリア方式を採用する。

2. タイの決定

タイの決定方法が該当する競技規則に定める。

3. 競技終了時点

委員会が作成した順位表ホームページにが掲示された時点をもつてその競技は終了したものとみなす。

注意事項

1. ローカルルールの追加、変更

ローカルルールや競技の条件に追加や変更があるときは、スターティングホール付近もしくはクラブハウス掲示して告示する。

2. 練習

練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習では球に制限がある場合は別途告知する。

3. 競技前日の練習

練習ラウンドもしくは会場にて練習をする場合は委員会のスケジュールに従う事とする。

4. 参加の取り消し

委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。

5. 携帯電話の使用について

緊急時以外コース内での携帯電話の通話は禁止する。

6. 距離計測機器の使用

規則 4.3a(1)に基づく機器のみの使用を認める。

7. 競技運営に対する抗議

出場者は競技運営に対して抗議をする事ができる。抗議をする場合は委員会へ申請し大会運営責任者と記録係の同席のもと行う事とする。